

社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会

役員等報酬支給基準並びに支給額等に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会（以下「法人」という。）定款第8条並びに定款第22条に基づき、評議員及び理事・監事（以下「役員等」とする。）に対する報酬等の支給基準並びに報酬額及び支給方法等について定める。

(定 義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社会福祉法第45条の16第2項及び定款第15条第4項に定める業務執行理事で、常勤で、法人を主たる勤務場所とし、常時その職務に当たる者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の非常勤理事及び評議員をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35及び厚生省令で定めるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分するものとする。

(報酬の種類)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員については、報酬・通勤手当及び役員退職慰労金を支給することができる。
- 3 非常勤役員（第6条の規定の適用を受ける役員を除く。）については、業務に応じた報酬を支給する。
- 4 非常勤役員については、役員退職慰労金を支給しない。

(報酬の支給基準)

第4条 役員等の支給基準は次のとおりとする。

- (1) 評議員の報酬支給基準は、別表第1による。
- (2) 常勤・非常勤役員の報酬基準は、別表第2による。

(報酬額等の算定方法)

第5条 法人の役員に支給する年間の報酬総額は以下の各号の範囲内とする。

- (1) 理事 30,000,000円
- (2) 監事 500,000円
- 2 役員等の報酬支給額は以下の各号のとおりとする。
 - (1) 評議員の報酬額は、別表第3に定める額
 - (2) 役員（理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事等）以外の非常勤理事の報酬額は、別表第5に定める額。
 - (3) 役員（理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事等）以外の非常勤理事の報酬額は、別表第5に定める額。
 - (4) 監事の報酬額は、別表第6に定める額。
- 3 評議員及び非常勤役員が職務執行のため出張をした場合は、法人旅費規則に基づき、

法人事務局長と同等額の旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第6条 役員が法人の職員を兼務し、職員給与を受給している場合は、職員給与に加えて役員報酬を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第7条 役員の毎月の役員報酬の支給は、法人給与規程第6条を適用し、予め指定されたそれぞれの銀行口座に振り込む方法を用いる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったものについて控除することができる。

3 非常勤役員等（第6条の規定の適用を受ける役員を除く。）の報酬は、出席した会議の都度これを支給する。支払いは、現金または第1項並びに前項の方法を適用する。

4 監事の報酬は、理事会・評議員会出席及び監査報告書の作成等に必要な監査業務等を実施した場合にこれを支給する。支払いは、現金また第1項並びに第2項の方法を適用する。

(役員退職慰労金)

第8条 役員の役員退職慰労金については、退任時の報酬の月額に、役員としての在職年数を乗じて算出した額を上限として理事会が決定し、評議員会の決議を得て支給する。

2 役員に対する役員退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(費用)

第9条 法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤手当を支給する。なお、支給額については、職員給与規程の通勤手当に準じた額とする。

3 非常勤役員には、会議等への出席及び調査等に係わる出張等の実態に応じて交通費または旅費規程に定める旅費を支給することができる。交通費の算出については、各自宅から目的地までの移動について、合理的手段及び経路に基づいて計算された額とする。

(新任及び退任となった常勤役員等の取扱)

第10条 新たに常勤役員になった者のその月の報酬額は、報酬月額を日割りによって計算した額に就任後の月末までの日数を乗じた額を支給する。

2 常勤役員が離任したその月の報酬額は、その月の初日からその日まで日割りによって計算した額を支給し、死亡したときはその月の報酬全額を支給する。

(端数の処理)

第11条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げ、処理する。

(公表)

第12条 法人は、この規程を社会福祉法第59条の2の定めにある報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によらなければならない。

【附 則】

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い「役員及び評議員の報酬等に関する規程」（平成20年7月1日施行）は廃止する。
- 3 この規程は、平成30年6月19日から施行する。

【附 則】（平成31年1月31日理事会議決）

法人規則・規程等に用いられる「協会」「本会」等の略称を一括して「法人」に改める規則（平成31年2月1日施行）により、平成31年2月1日から社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会の略称を「法人」と改める。

【附 則】（令和元年6月13日理事会議決）

この規程は、令和元年6月28日から施行する。

【支 給 基 準】

別表第1 評議員の報酬支給基準（定款第8条関係）

役 職	報酬支給基準
評 議 員	@10,000円＋交通費（日額）

備考 各年度に支給する合計金額は、定款第8条に定める各年度の総額は500,000円を超えない範囲とする。

別表第2 役員等の報酬支給基準（定款第22条関係）

役 職	報酬支給基準	
理 事 長	月 額	@30,000円×22日＋30,000円（諸催事等出席）
副理事長		@25,000円×4日
常務理事		@25,000円×22日＋30,000円（諸催事等出席）
理 事	月 額	@10,000円 ※施設長等職員兼務役員
理 事		@21,000円×22日＋30,000円（諸催事等出席）※特命専任役員
理 事	日 額	10,000円＋交通費 ※非常勤理事
監 事		監 査 4,000円×8時間＋交通費 会議等 10,000円＋交通費

【報 酬 額】**別表第3**（評議員の報酬額）

会 議 等	日 額
評議員会への出席	11,000 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	11,000 円

別表第4（役員等の報酬額）

役 職	内 容	金額（月額）	役職の形態
理 事 長	法人代表	700,000 円	常 勤
副理事長	理事長の補佐	100,000 円	非常勤
常務理事	常務理事の職務に携わる理事	580,000 円	常 勤
理 事	施設の管理者	10,000 円	非常勤
理 事	特命の職務に携わる理事	500,000 円	常 勤

別表第5（上記別表第4以外の非常勤理事）

会 議 等	日 額
理事会への出席	11,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	11,000 円

別表第6（監 事）

会 議 等	日 額
監事監査等への出席	33,000 円
上記の他、理事会出席等法人業務のための出勤	11,000 円